

## しほうちょういきん 配偶者の死亡弔慰金

・会員の配偶者が 死亡したとき

### ◆提出書類

- ① 共済給付金請求書
- ② 会員と死亡者の関係及び死亡日がわかる書類  
例：除籍後の戸籍抄本または謄本

### 配偶者とは

※戸籍上婚姻関係にある者

※内縁関係にある者(ただし、婚姻の届出をしている配偶者いる場合を除く)  
「同居(内縁)証明書」の添付が必要となります。

### ◇ 共済給付金請求書の記入時の注意点

1. 事業所代表者の押印欄には、代表者印また社名印を押してください
2. 文字や数字(年月日)等を訂正する場合は、二重線で消して、訂正文字の横に代表者印または社名印で訂正してください。
3. 修正テープは使用しないでください。(受付できません)
4. 配偶者の死亡弔慰金の添付書類は公的書類が必要です。  
新聞の死亡広告(コピー)は、不可。